グローバル外為行動規範

流動性提供者ディスクロージャーカバーシート

A. 記入上の注意事項:

全ての流動性提供者が、自己の外国為替マーケットメイキング活動に関して、このカバーシートに記入することが望ましい。流動性提供者は、このカバーシートの記入を円滑に行うために、GFXCのウェブサイト(Disclosure Cover Sheets (globalfxc.org))に掲載されている「FAQ」と「流動性提供者ディスクロージャーカバーシート記入の手引き」を参考にすることができる。別段の記載がない限り、このカバーシートで使用される用語は、グローバル外為行動規範で定義された通りである(https://www.globalfxc.org/docs/fx_global.pdf)。

B. 適用対象:

流動性提供者/法人名:株式会社第四北越銀行 最終更新日:2022年8月5日

流動性提供者は、このカバーシートが適用される法人/事業分野を下記の通り確認した。

本カバーシートは、株式会社第四北越銀行が本支店においてお客さまに提供する外国為替取引について適用します。

C. 主な開示事項:

- 1. 役割 (原則8)
 - I. 流動性提供者の役割(いずれかを選択)

□エージェント

図 プリンシパル

口両方

II. 「両方」の場合は流動性提供者がいつそれぞれの役割で取引するのかを簡潔 に説明すること。

該当いたしません。			

III. 役割に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「1. 取引におけるお客さまと当行の関係」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

2.	プ	IJ	^	ツ	ジ	(原則	11)
----	---	----	---	---	---	-----	-----

I.	流動性提供者はプリヘッジを行う	(いずれかを選択)	0
	ロはい		

⊠ いいえ

II. 「はい」の場合、流動性提供者は要請があれば、個別のオーダーに「プリヘッジなし」を適用する選択肢を顧客に与えている(いずれかを選択)。

口はい

□いいえ

III. プリヘッジに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

個別の開示文書はありません。

3. ラストルック (原則 17)

I. 流動性提供者はラストルック (グローバル外為行動規範で定義) を適用する (いずれかを選択)。

図はい

□いいえ

II. 流動性提供者のラストルック適用方法(あてはまるもの全てを選択)

口対称的

図 非対称的

非対称的に適用する場合は状況を簡潔に説明する。

技術的制約により、お客さまが取引を依頼したタイミングで、市場レートが金融機関有利に変動していた場合は取引依頼を受諾いたしますが、 一定以上金融機関不利に変動していた場合は、取引依頼を受諾いたしま せん。

III. 流動性提供者のラストルックウィンドウの最長時間と最短時間(ミリ秒(m/s)で記載)

ラストルックウィンドウの最長時間は定めておらず、お客さまが取引を 依頼した時点で瞬時にシステム上でのチェックが行われます。

流動性提供者は、ラストルックウィンドウの時間が変動するような状況について簡潔に説明することができる。

技術的制約等によりラストルックウィンドウの時間が変動する可能性がこざいます。

IV. 流動性提供者はラストルックウィンドウ中に取引を行う。

図いいえ

- □ グローバル外為行動規範の原則 17 に記載される特徴をすべて満たす「カバー&ディール」のもとで流動性を確保する場合
- V. ラストルックに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「2. 取引執行」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

VI. 添付の開示文書の本文で言及されている事柄を強調したい場合、流動性提供者は上記のラストルックの重要テーマのいずれについても自由形式の説明文を加えることができる。

該当ありません。

D. ディスクロージャーインデックス:

オーダーの取り扱い

オーダーアグリゲーション(合算ベース管理) (原則9)

I. オーダーアグリゲーション(合算ベース管理)に関する流動性提供者の 開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「2. 取引執行」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

裁量(原則9)

I. 裁量の行使に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「2. 取引執行」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

タイムスタンプ (原則9)

I. タイムスタンプに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

外国為替取引に関する基本方針/5. 情報の取り扱い

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

ストップロスオーダー (原則 10)

I. ストップロスオーダーに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「2. 取引執行」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

部分執行(原則10)

I. 部分執行の適用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「2. 取引執行」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

その他の開示

参照価格(Reference Price)の使用(原則 13)

I. 参照価格 (reference price) の使用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「3. 取引価格」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

マークアップ及び公正なプライシングに関する基準(原則14)

I. マークアップの適用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「3. 取引価格」に記載しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

アグリゲーションサービス (原則 18)

I. 流動性提供者はアグリゲーションサービスを提供している。

□はい

図 いいえ

II. 「はい」の場合は、アグリゲーションサービスに関する流動性提供者の 開示文書は以下に掲載する。

個別の開示文書はありません。

III. 流動性ソースの利用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

個別の開示文書はありません。

外国為替機密取引情報の内部共有(原則19)

I. 外国為替機密取引情報の内部共有に関する流動性提供者のハイレベルの 開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「5.情報の取り扱い」に記載 しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html

マーケットカラー (原則 20)

I. マーケットカラーの適用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

『外国為替取引に関する基本方針』/「5.情報の取り扱い」に記載 しております。

http://www.dhbk.co.jp/policy/foreign_exchange.html